

第6回環境審議会専門部会（事業系）

海老名市経済環境部環境課

平成30年12月19日

前回のまとめ

少量排出事業所の指定袋制度

(1)対象事業所について

- 対象事業所については他市や収集運搬業者に広く聞き取りを行う。➡P3参照

(2)料金水準について

- 民業圧迫とならないように収集運搬業者の収集料金を確認する必要がある。

(3)収集方法について

- 申込制の戸別収集が望ましい。
- 家庭系ごみと事業系ごみを同じ車両で収集すると、それぞれの実績が不明瞭になり、良くない。
- 家庭系可燃ごみの排出日と異なった曜日の収集が分かりやすいのではないか。

(4)その他

- 市が導入した場合、大まかな歳入やコストが必要。

➡P4参照

少量排出事業所の指定袋制度

1 収集運搬業者への聞き取り結果について

		A社	B社	C社	D社	E社	備考
ごみ袋 の価格	可燃ごみ	30L 350円	45L 400円 70L 600円	45L 400円	45L 420円 70L 600円	45L 270円	6円/L～ 11.67円/L
	缶	—	45L 150円	—	45L 600円	—	3.33円/L～ 13.33円/L
	びん	—	45L 400円	—		—	8.89円/L
1回当たり最低何袋 から収集するか		1袋～	1袋～ (最低1袋)	1袋～	1袋～	1袋～	
指定袋取扱事業者数		約10社	約50社	約60社	約10社	0社	

その他のご意見

- ・ごみの量が少ない事業所は収集に行っても空振りすることがある。
- ・不定期収集にすると、収集員への伝達やルートの変更が生じ、管理が煩雑になるため、空振り覚悟で定期回収(週●回)にしている。
- ・導入する場合、民業圧迫とならないような料金設定が必要。

2 市が導入した場合の経費(試算)

【前提条件】

- ・対象 : 1回の排出につき、40L相当以内 ※
- ・収集品目 : 燃やせるごみ
- ・指定袋手数料 : 燃やせるごみ 9.6円/L
(20L袋192円/枚、40L袋384円/枚)
- ・想定排出事業者 : 約1,200事業者(約27%) ※
(H28経済センサス:4,398事業者)
- ・想定販売枚数 : 約53,000枚(1,200事業所×44枚/年) ※

【経費試算結果】

- ・想定手数料収入 : 約1,600万円/年
- ・支出 : 約2,300万円/年

※先行市の藤沢市の事例を参考に算出

3 効果と課題の整理

《効果》

- 不適正排出の改善に繋がる

《課題》

- 藤沢市の事例のように実施した場合、収支で支出が上回り、赤字となる
- 制度開始直前まで想定排出事業者数が確定しないため、事前の収支計算が難しい
- 収集体制の確保が必要

これらの課題を踏まえ、この制度を有効に機能させていくため、さらなる検証が必要

生ごみ処理機に関するアンケート調査の結果について

1 調査の概要

(1) 目的

市内で飲食店を営む事業者の生ごみ処理機の利用状況等を把握し、現在、専門部会で進めている「事業系ごみの減量化策」の審議の一助とするため、生ごみ処理機に関するアンケート調査を実施した。

(2) 調査期間

平成30年8月23日～9月5日

(3) 調査対象

海老名市飲食店組合 会員 160事業者

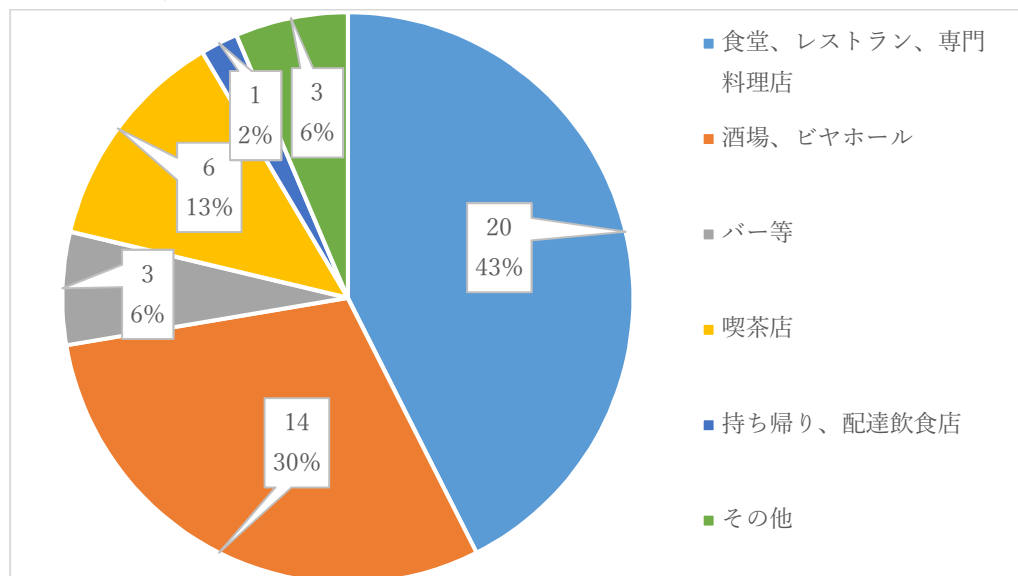
(4) 回答者(回答率)

49事業者(31%)

ア 地域

		回答者(回答率)
北部地域	上今泉、東柏ヶ谷、柏ヶ谷	13事業者(27%)
海西地域	中新田、さつき町、河原口、上郷、下今泉、扇町、泉、めぐみ町	9事業者(18%)
国分地域	中央、国分北、国分南、望地、勝瀬	16事業者(33%)
大谷地域	大谷、大谷北、大谷南、浜田町、国分寺台	4事業者(8%)
南部地域	中河内、中野、社家、今里、上河内、杉久保、杉久保北、杉久保南、本郷、門沢橋	7事業者(14%)

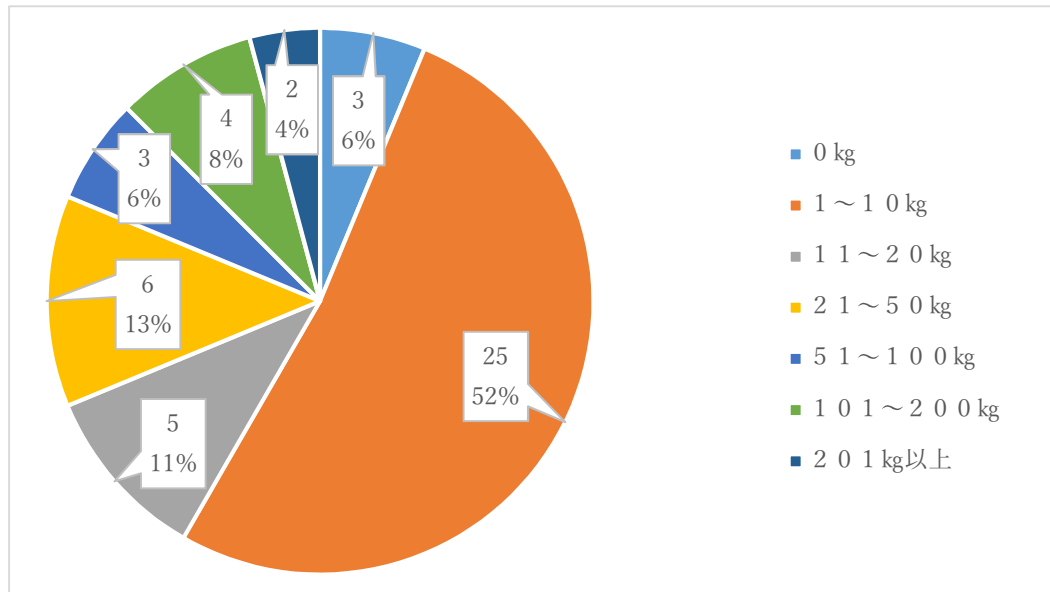
イ 産業分類



2 調査結果

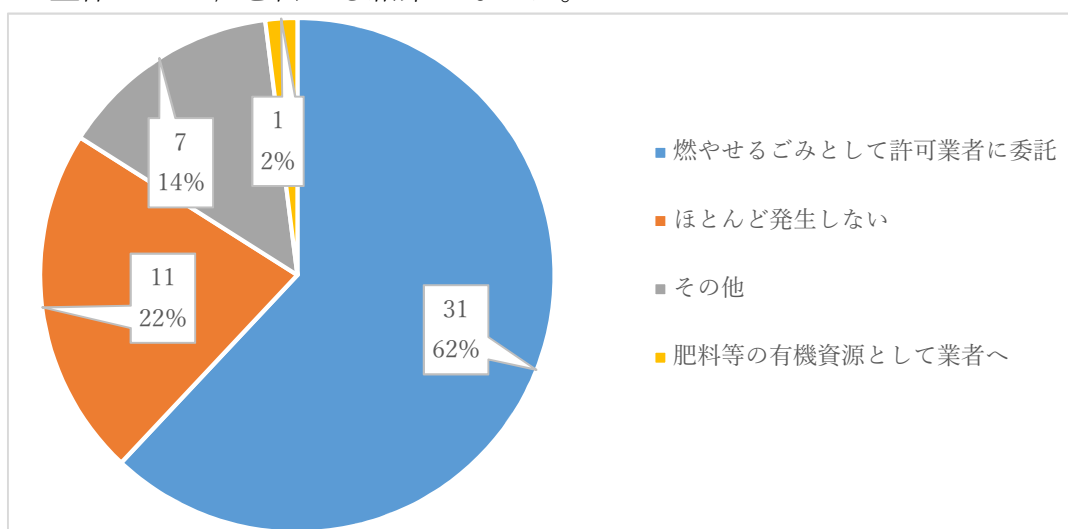
(1) 事業者ごとの厨芥類の排出量（1週間あたりの量）

- ・回答いただいた48事業者のうち、排出量については、「1～10kg」が25事業所（53%）と最も多く、50kg以下と答えたのが39事業者（81%）となっている。
- ・3事業者（6%）が厨芥類のごみはほぼ出ないという結果であった。
- ・101kg以上と答えた事業者は6事業者（13%）となっており、最も排出量が多かった事業者は、250kgであった。



(2) 厨芥類の処分方法

- ・処分方法としては、「燃やせるごみとして許可業者に委託」が最も多く、全体の62%を占める結果となった。

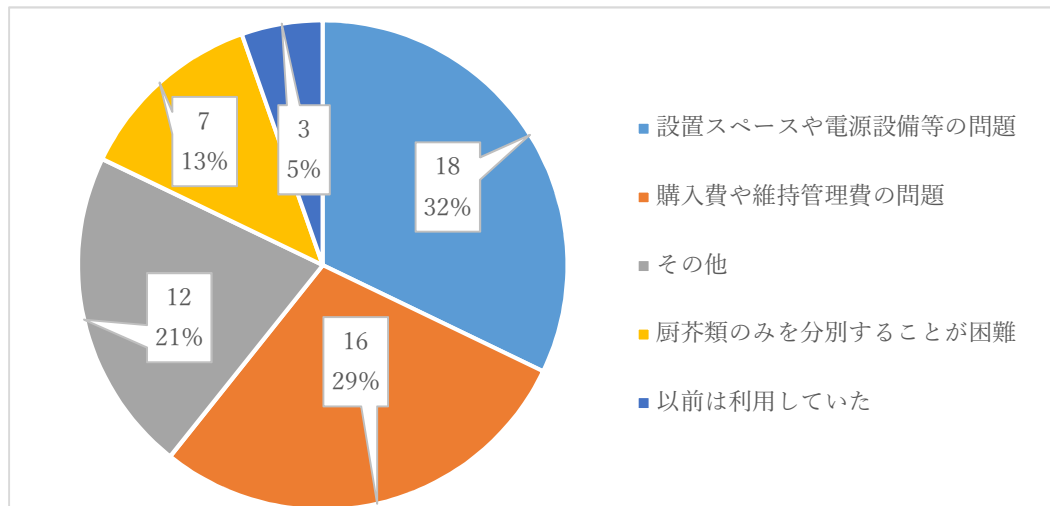


(3) 生ごみ処理機の利用状況

- ・「利用している」と答えた事業者は、4事業者（8％）であった。
- ・利用している事業者の処理機のタイプは、（乾燥型）電動式生ごみ処理機が1事業者、（キエーロ）非電動式生ごみ処理機が1事業者、（コンポスト）非電動式生ごみ処理機が1事業者、ディスポーザーが1事業者であった。

(4) 利用しない理由について（45事業者対象）※複数回答あり

- ・利用しない理由は、「設置スペースや電源設備等の問題」が18事業者（32％）で最も多く、次いで「購入費や維持管理費の問題」が16事業者（29％）であった。
- ・その他の意見としては、「ほとんど生ごみが出ない為」や「処理業者に委託している為」といったものであった。

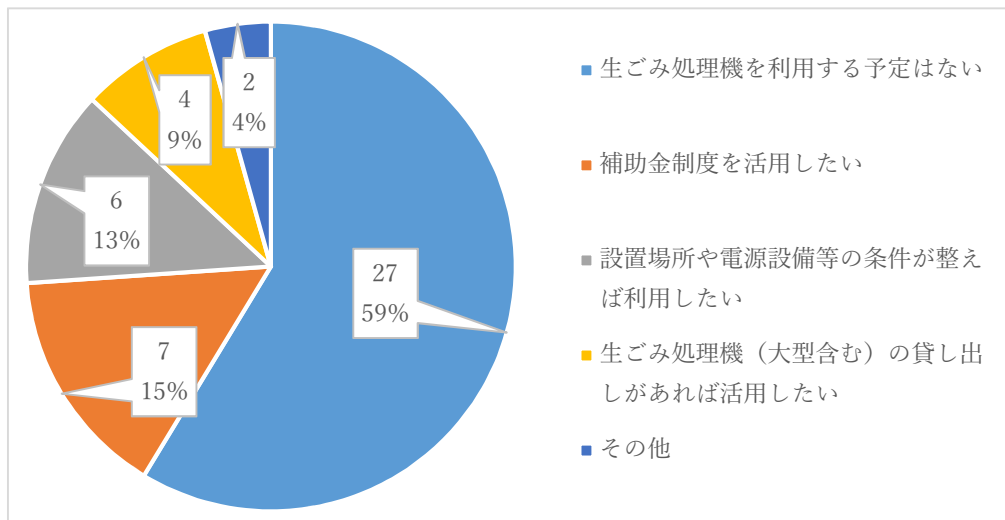


(5) 家庭用生ごみ処理機補助金制度を知っているか

- ・「知っていた」と答えたのが、31事業者（63％）
- ・「知らなかった」と答えたのが、18事業者（37％）

(6) 生ごみ処理機の今後の利用について※複数回答あり

- ・「生ごみ処理機を利用する予定はない」と答えたのが27事業者（59％）で最も多く、次いで「補助金制度を活用したい」と答えたのが7事業者（15％）であった。
- ・「補助金制度を活用したい」、「条件を整えば利用したい」、「貸し出しがあれば利用したい」といった、生ごみ処理機活用に対する前向きな意見が17事業者（37％）からあった。
- ・「その他」として、「以前利用していたが、効果が少なかった」といった意見があった。



(7) まとめ

生ごみ処理機の補助制度や貸し出しに関する意見が11事業者（24%）からあったことから、家庭用生ごみ処理機補助制度に関する周知徹底や大型生ごみ処理機に対する補助制度の導入について検討する必要があると言える。

【参考】大型生ごみ処理機購入費等補助金制度(鎌倉市)

●導入時期

平成26年8月から

●処理能力

10kg/日以上のもの

●対象事業者

- ①市内に事業所を有している
- ②事業を営む個人にあつては、市内に住所を有し、現に居住している
- ③多量排出事業者のうち、減量化計画書を提出していること
- ④市税等の滞納がないこと
- ⑤市の減量・資源化施策に協力していること

●補助額

3分の1、上限100万円、1000円未満切り捨て

購入時: 本体費用+設置費

賃借時: 設置した日から5年に限り、設置費+保守管理経費